

善監委告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 9 月 21 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 林 野 忠 弘

小学校音楽施設等の行政監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査の内容

小学校音楽施設等について、文部科学省の「小学校学習指導要領（音楽編）」及び「小学校施設整備指針」に基づき、現地調査による監査を行った。

2 監査の対象

市内の 8 小学校音楽教室

3 監査の期間

平成 30 年 8 月 28 日（火）及び 29 日（水）

4 監査の方法

各小学校へ出向き、音楽教室における面積、備品の管理状況、運用の状況等に関して、校長等から聴取するとともに、備品台帳等と現地確認対象備品を照合し、保管、管理状況及び登録漏れの有無等について、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、行政監査を実施した。

5 監査の結果

音楽教室は、全ての小学校において、2階又は3階に配置され、音楽準備室は、校舎設置時の設計段階から、その面積等の観点から配置の有無に差が見られた。

まず、設備については、遮音性カーテンは全般的に高額なことから、設置されていなかった。

なお、消防署の指摘により、防災カーテンを設置している小学校があったが、一部の小学校において、不備が見られた。

次に、備品のピアノについては、一部の小学校を除き、38～54年間にわたり使用している。

更に、視聴覚教育メディアの設置については、小学校間に差が見られたが、木琴の設置については、各小学校に2台～8台置かれていた。

そして、鉄琴の設置については、一部の小学校で廃棄された後に購入されていなかった。

6 監査の指摘事項

各小学校は、耐震性を確保した建物となっており、災害時等の対応は万全を期している。

なお、設備等のうち、視聴覚教育メディアは、文部科学省の小学校施設整備指針に記載されており、不備のある小学校については、改善等を行うことにより、学校間の格差を解消されたい。

また、ピアノは、全般的に更新する時期と考えられるが、当備品は高額であり、買い替えは計画的に検討されたい。

一方、各小学校は、建築後、かなりの年数が経過しており、音楽準備室設置の有無が見られる。

なお、当施設設備については、今後、児童数の減少もあり、空き教室も増加することから、これらの活用も含めた検討をされたい。